

# デイサービスセンター 福祉の森 聖孝園

## 運 営 規 程

### (目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人 愛孝会が設置する指定通所介護事業（第1号通所事業）の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

### (運営方針)

第3条 指定通所介護（第1号通所事業）の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、個別に通所介護計画(第1号通所事業計画)を作成し、計画的に機能訓練及び必要な援助を行うものとする。

2 指定通所介護事業者（第1号通所事業）は、自らその提供する指定通所介護（第1号通所事業）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所介護（第1号通所事業）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明することとする。

4 指定通所介護（第1号通所事業）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行うこととする。

5 指定通所介護（第1号通所事業）は、常に利用者の心身の状況を適確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

6 介護予防の提供に当たっては、真に予防に効果のある新たなプログラムを開発し要介護度のステージ等に応じた、要介護状態の悪化や軽減のための施策の体系を構築する。

(事業所の名称)

第4条 この事業を行う事業所名は、「デイサービスセンター 福祉の森 聖孝園」(以下「事業所と言う。）」と称する。

(事業所の設置)

第5条 事業所は、日立市十王町高原 333 番地 6 に設置する。

(実施主体)

第6条 事業の実施主体は、社会福祉法人 愛孝会とする。

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりである。

- (1) 施設長 (管理者) 1 名 (兼務)
  - ア. 施設長は、事業を代表し、職員の管理及び業務の総括に当たる。
  - イ. 施設長は、他の業務との兼務をしても差し支えない。
- (2) 事務員 1 名 (兼務)  
必要な事務を行う。
- (3) 生活相談員 1 名以上 (兼務)  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (4) 介護職員 5 名以上 (兼務)  
介護職員は、通所介護(第 1 号通所事業)の提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (5) 看護職員 1 名以上 (兼務)  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (6) 管理栄養士 1 名 (兼務)  
管理栄養士は、利用者の身体の状況および嗜好を考慮し、献立を作成するものとする。
- (7) 機能訓練指導員 1 名以上 (兼務)  
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、定数を超え又は、その他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 : 毎週月曜日から土曜日とする。但し、12月31日から翌年1月3日までを除く。
- (2)営業時間 : 午前8時00分から午後5時00分とし、サービス提供時間を午前8時30分から午後4時30分のうち7時間とする。

(利用定員)

第9条 事業所の定員は、35名とする。

(事業の内容)

第10条 指定通所介護（第1号通所事業）の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

利用者の日常動作能力に応じ、必要な介助を行う。

- ア. 排泄介助
- イ. 移動介助
- ウ. 養護（休養）
- エ. 食事介助
- オ. 口腔ケア介助
- カ. その他必要な身体の介護

(2) 健康状態の確認

普段の健康状態をもとにして、毎回健康チェックを行う。

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティサービス）を提供する。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション（アクティビティサービス）
- ウ. グループワーク
- エ. 行動的活動
- オ. 体操
- カ. 趣味活動

なお、機能訓練室を使用の際には利用者の状態を考慮したうえで、職員同行のもとで行うこととする。

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については専用車により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・ 入浴の形態

ア. 一般浴槽による入浴

イ. 特殊浴槽による入浴

・ 介助の種類

ア. 着脱介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な介助

(6) 食事サービス

ア. 調理

イ. 準備、配膳、下善

ウ. 食事摂取の介助

エ. その他必要な介助

(7) 口腔ケアサービス

ア. 口腔内の清掃、義歯の洗浄等の介助

イ. 口腔機能改善実施の指導

(8) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活動作における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ. 福祉用具の利用法の相談、助言

ウ. その他必要な相談、助言

(通所介護計画「第1号通所事業計画」の作成等)

第11条 通所介護（第1号通所事業）の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況ならびに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画（第1号通所事業計画）を作成する。

2 通所介護計画（第1号通所事業計画）の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容について説明し、同意を得なければならない。

3 通所介護計画（第1号通所事業計画）の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

- 4 利用者に対し、通所介護計画（第1号通所事業計画）に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（指定通所介護「第1号通所事業」の内容及び利用料等）

第12条 事業所が提供する指定通所介護（第1号通所事業）の利用料及び加算については、別紙料金表によるものとし、法定代理受領の場合は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の各利用者の負担割合に応じた額とする。また、日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得るものとする。

第13条 次に掲げる項目の利用料金は、利用者の実費負担とする。利用料金は別紙のとおりとする。

- ア. 食事の提供に要する費用
- イ. 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ウ. 理美容に要する費用
- エ. おむつ代
- オ. その他日常生活上の便宜に係わる費用  
\*詳細、別紙参照

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第14条 事業所の事業の実施地域については、原則として通常の場合、日立市、高萩市とする。

（サービス提供に当たっての留意事項）

第15条 指定通所介護（第1号通所事業）サービスの提供に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護（第1号通所事業）サービスの提供に当たっては、通所介護計画（第1号通所事業計画）に基づき利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な介助を行う。
- (2) 指定通所介護（第1号通所事業）サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解

しやすいように説明を行う。

(3) 指定通所介護（第1号通所事業）サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 指定通所介護（第1号通所事業）サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握して、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の意向に沿って適切に提供する。

特に、認知の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(サービス提供記録の記載)

第16条 指定通所介護（第1号通所事業）を提供した際には、その提供日及び内容当該指定通所介護（第1号通所事業）について、利用者に代わって介護報酬の額、その他必要な記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(秘密保持)

第17条 事業所に従事する職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由がなく漏らしてはならない。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員等との雇用契約の内容としなければならない。

(苦情処理)

第18条 提供した指定通所介護（第1号通所事業）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は、家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第19条 指定通所介護（第1号通所事業）に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第20条 指定通所介護（第1号通所事業）の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第21条 利用者に対する指定通所介護（第1号通所事業）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者・管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施（定期的及び新規採用時）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第23条 通所介護（第1号通所事業）の提供中に天災その他の災害が発生した場合職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所の職員は、サービス提供利用者等に金品等の財産上の利益を強要又は、收受してはならない。

2 事業所の職員は、その勤務中常に身分を証明する書類を連携し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 愛孝会と事業所の管理者との協定に基づいて定めるものとする。

(付 則)

この運営規程は、平成14年 2月 1日から施行する。

平成16年11月 1日一部改正

平成17年10月 1日一部改正

平成18年 4月 1日一部改正

平成22年 6月 1日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

平成26年 7月 1日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正